

# 建築分野における中長期的なあり方に関する意見箱へのご意見

参考資料6

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
1	施工者	2. 人材確保・育成	④維持管理	建築基準法12条の特定建築物調査者にて、アスベスト調査も含まれますので、その観点から一般アスベスト事前調査者や1級建築施工管理技士も調査者の中に入れては如何でしょうか。マーケットのボリュームからするとそろそろ必要かと思います。ご検討の程お願い致します。
2	施工者	2. 人材確保・育成	②施工	1.BIM教育に関してですが、現在は設計レベル（建築確認申請）レベルまで進歩しているようですが、施工レベルに行くのはいつ位になりますか？ロードマップは如何でしょうか？又補助金はあるようですが、教育面での有資格は何か検討しておられますか？施工側は学習し、仕事に活用できる見込みがわかりません。分かりやすい明確な結論をそろそろはっきりしてください。
3	プレカット(CAD含む)設備メーカー	2. 人材確保・育成	⑤その他	建築経験としてカウントされる業務を、同様に管理建築士へ挑戦できる経験としてもカウントするよう改正を行っていただきたいです。
4	建物所有者（オーナー）	5. 建築物の質	⑧その他 遮音基準	今年度より、住宅における「断熱性能値の適合義務化」が開始されますが、同様に住宅における「遮音性能」についても基準値を設定し、達成を義務付けることを提言します。
5	施工者	2. 人材確保・育成	②施工	建築分野についての教育カリキュラムを組み幼児から小中高へと継続して教え、同時に成人たる保護者の意識も変えるような施策を国をあげて取り組んでもらいたい。特に施工についてはマイナスイメージが強いのであらゆる方向で力をいれるべきである。
6	行政職員	6. 持続可能な市街地	②良好な市街地 環境の確保（用途規制や形態規制等のあり方）	道路行政など各分野横断となるが、市街地への車両乗り入れ規制をすべきと考える。車両は幹線道路をメインに、市街地については許可車両や公共交通、グリーンスローモビリティなどの活用を導入すべきと考える。
7	建物利用者	5. 建築物の質	①構造安全性	集合住宅の中長期の修繕計画に対して、情報入手が容易に入手可能である管理会社の部門が工事の規模に対して工事企画設計業務の委託料請求について違法性はありませんか？

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
8	設計者	2. 人材確保・育成	⑤その他	建築基準法施行令や告示等の全文を、誰もが正確に検索・閲覧できる形でオンライン公開してほしい。 AIを用いた法令相談が普及する中で、体系的な法令データ整備は実務者・学習者双方にとって重要です。
9	行政職員を得て、現建設コンサル	2. 人材確保・育成	①設計・計画	区役所で道路工事の設計、発注を担当していた。国や都道府県の業務や工事を受注しているような業者はいいが、区役所レベルのコンサルや建設会社は、レイヤの整っていない図面、道路構造令を知らず道路設計をしている等、酷いレベルで職員がほぼやり直している。
10	設計者	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	昨今の省エネ、断熱の方向性はこれ以上法制化すると行き過ぎた法律になると思われる。様々な建物があって良いし特に住宅は個性がないといけないと思う。それを断熱のために日本古来の伝統がなくなる方向を向いている。又、日本のCO2排出量は世界の3%に過ぎない。問題はアメリカと中国にある。
11	元指定確認検査機関の職員	1. 既存ストックの活用	活用促進（ストック活用の陰路の解決）	ストック活用の陰路の一因として、建築基準法上の遡及対応の困難さが挙げられる。1/20以下かつ50m <sup>2</sup> 以下の小規模増改築の緩和もあるが、昨今の建築物の大型化を踏まえると緩和の範囲に収めることは困難と思われる。また、用途変更では面積に関わらず法87条3項の準用規定は原則遡及となる。さらに、旧法第38条認定を受けた建築物に対する増築等・用途変更における遡及に対しては現実的に対応できない。
12	施工者	1. 既存ストックの活用	②活用促進（価値の向上・創出）	大規模改装に対する補助金や助成金は充実していますが、もっと小～中規模改装に対する補助金を使いやすくした上で拡充してほしいです。 また、省エネに関する補助ばかりではなく、建物の長寿命化に関わる防水や塗装にも補助が出れば使いやすくなるかと思います。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
13	行政職員	2. 人材確保・育成	③審査	特定行政庁（特行）のあり方 建築確認の民間開放で特行への確認申請は激減しました。特行も人材確保、手数料収入減、DX推進経費確保など課題は山積です。民間確認審査機関も300以上ある特行への対応に苦慮しています。限定特行は廃止が続いている。特行を担う意義は各市様々ですが、どう維持していくかは共通課題です。特行の廃止、継続、広域化など将来に向けた対応を各市の実情に応じ選択できるよう方針をお示しください
14	設計者	6. 持続可能な市街地	②良好な市街地環境の確保（用途規制や形態規制等のあり方）	用途制限における条文との対応が分かりやすい具体例示の提示をお願いします。
15	施工者	2. 人材確保・育成	③審査	厚生労働省の定義における労働保険料の事業主に関する規定についての見直し
16	施工者	2. 人材確保・育成	⑤その他 (労務費明記 関係について)	現在計画中の労務費を見積に記載する件について、増額交渉と減額対象に関するルールを検討願います。
17	施工者	2. 人材確保・育成	⑤その他 (建設キャリアアップカードのマイナンバーカードやスマートフォンアプリとの一体化)	建設キャリアアップカードのマイナンバーカードやスマートフォンアプリとの一体化
18	施工者	3. 新技術・新材料	③施工	BIM支援のさらなる推進
19	施工者	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	外皮・PAL (Perimeter Annual Load) 計算の対象建物の見直し。
20	施工者	2. 人材確保・育成	⑤その他	運送費の増額部分に対する負担者の見直しと、契約書に協議内容の追加の提案をします。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
21	設計者	2. 人材確保・育成	②施工	<p>建築生産の担い手不足解消に向けた具体的な政策について、以下の事業検討をご提案いたします</p> <p>働き方改革としては①長時間労働の是正②賃金水準の引き上げ③若年層および女性の確保・定着促進</p> <p>生産性向上としては① i-Constructionの推進やBIM/CIMの活用②合理的なスキル習得システム、デジタル技術に対応できる人材育成</p>
22	建材商社	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	<p>建築物の省エネに関する施策は、どうしてISOに沿った形で製作構築できないのか？C値の重要性は謳われているのに手つかず。</p> <p>建物の冷暖房負荷を基準に建物作りを推進すべきではないのか？</p> <p>建物の規模により基準が変わるものおかしい。住宅とマンション、オフィスなどは同じ基準にするべき。</p> <p>ηAC値とηAH値は廃止すべき。</p>
23	行政職員	2. 人材確保・育成	⑤その他 (行政職員の適正化配置)	都道府県単位等で建築行政職の一括採用を行い、公社等の形で適正配置と業務の平準化を行うことで人手・技術力不足を維持していくことを提案します。
24	行政職員	2. 人材確保・育成	③審査	行政における建築確認審査を廃止する改正を提案します。
25	行政職員	2. 人材確保・育成	①設計・計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士の数が年々減少傾向にあると思うが、試験の実施を年1回から2回に増やしてほしい。（その分合格基準を厳しくしてもかまわない。）</li> <li>・建築士取得後にも、定期講習の際に試験を導入し基準点以下にペナルティ（合格するまで定期講習の更新ができない等）を設ける、ランク表示制度（上位者のみ）等、資格を取ったら終わりという意識を改革してほしい。</li> </ul>
26	建物管理者	2. 人材確保・育成	②施工	資格取得にかかる受験費用が願書、講習受講料等、これに関する経費がかかりすぎるため経済的に厳しい方たちは敬遠されがちになっている。上記の費用の減額見直しが必要かと思われる。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
27	設計者	5. 建築物の質	⑤その他 (今回の基準法改正)	この法改正は業界しいては、国民の新築希望者等への悪影響が出ています。改正の目的は理解できますが、現状を把握しないで一足飛びに一方的な改正をしたと考えます。結果的に経済への悪影響がでるでしょう。取り返しがつかなくなります。この改正に対応できるのはせいぜい大手建築メーカー・大手設計事務所等だけではないですか？新たに、現状に即した、事項可能な改正もしくは取りやめをお願いします。
28	設計者	2. 人材確保・育成	①設計・計画	住宅設計の実務において、SNS上の正確性に欠ける情報により施主が混乱し、過度な要求や誤解が生じる事例が増えています。法的資格を持たない発信者による減額情報や仕様批判が拡散し、設計者側は説明や対応に追われ、若手技術者の精神的負担・離職も問題となっています。国として、SNS情報が必ずしも正しい訳ではないことを消費者へ啓発していただきたいです。
29	設計者	4. 地球環境問題	②木材利用促進	木構造・木質化の更なる普及のための法規制の緩和促進。 特に公共施設（学校、庁舎等）においては、規模に関わらず木構造の採用が可能な基準の策定。
30	設計者	2. 人材確保・育成	①設計・計画	・子育てグリーン住宅支援事業についてGX志向型住宅について、約3か月程度で終了してしまいました。4月の法改正により確認申請の期間が伸びた状況で、補助金をあきらめた物件が多数でている状況で、補助金の活用について複数年や子育てグリーン（長期優良住宅、ZEH基準）から予算をまわす等の救済策があればいいと思います。
31	設計者	1. 既存ストックの活用	②活用促進 (価値の向上・創出)	残念ながら価値ある近現代建築が次々に解体されています。まず法的要件を緩和するため3条一項で登録有形文化財、重伝建の特定物件まで範囲を拡大していただきたい。また銀座ルールのような容積誘導の制度に必ず新築以外の既存建築の活用により容積誘導が可能となる条項を併置することが必要。
32	行政職員	2. 人材確保・育成	③審査	将来的に特定行政職員の個人名で確認事務等を決済することは不可能ですか。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
33	行政職員	2. 人材確保・育成	③審査	指定確認検査機関と行政職員の役割分担を今一度再構築して欲しい。経験不足の職員ばかりとなり行政の人材では民間からの問合せに対応するのが困難な状況である。
34	行政職員	2. 人材確保・育成	③審査	建築指導行政において管理職のいずれもが一級建築士または一級建築基準適合判定資格者を持たずして、特定行政庁、限定特定行政庁が成り立つのか疑問である。特定行政庁等のあるべき姿を示して欲しい。
35	行政職員	6. 持続可能な市街地	③その他	近年、建築基準行政の業務拡大や技術職員不足の状況を踏まえ、カーポート等の簡易的な建築物に係る建築基準法違反に対し、未然防止を図り、自主的な是正を促す観点から、住宅等における定期検査の義務化や、所有者等及び違反をほう助した製品の販売業者や建設業者に対する罰則（反則金等）制度の創設等の見直しを図る。
36	行政職員	2. 人材確保・育成	③審査	確認検査業務、特定行政庁業務の専門分化
37	コンサルタント	1. 既存ストックの活用	②活用促進 (価値の向上・創出)	社会資本整備審議会建築分科会【資料4-1中長期懇談会総括文】は、問題提起は正しいが、洞察が間違い。建物ストックは、所有者の個人資産だから「建築」ありきではないが、国民を無知迷妄バカと見做し、建築利益ありきで全てを決め解決できる昭和利権思考のままで、間違った「議論」「構想」「実装」などせず、価値の向上・創出は「建物資産所有者」を育てる事と認識すべき
38	コンサルタント	3. 新技術・新材料	④維持管理	建物維持管理に必要なのは、最新技術導入で少数で回る維持管理の構築と、国民側への正しい建物所有リテラシー教育としかない。そのためのオンラインクラウド・AI活用だが、そもそも国民を無知迷妄で、建築業界利益のカモと見てきた建築業界、そこに忖度する学者、思考停止で現状技術追求の下請け工事業者、安い人材を使いこなす事がコアスキルの管理業界、既得利権のどこにも上記2点を実現できる能力がない。まず自ら学習を。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
39	コンサルタント	3. 新技術・新材料	④維持管理	建物の維持管理及び修繕工事は、既に3Dプリンティングやドローン活用AI活用等は世界的に新技術と言えない程先進国では導入が進んでおり、中国ではロボット活用も目覚ましい。必要なのは、オンライン・クラウド・AI活用も含めてこうした世界のAI、IT、ロボット等既存技術を導入し、建物所有者にとって「低予算」で維持や延命工事ができるようになること、バラバラではなく集合して1軒1棟でモデルが出来る事。
40	コンサルタント	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	建築業界利益のために、無知迷妄な国民に住宅やマンション・ビル他建築物寿命を洗脳し、建替え再開発させスクラップアンドビルドしておきながら、ささやかなリサイクル等でSDGs対応と言う資格はない。脱炭素の目的で大量導入している太陽光発電も、将来的の産業廃棄物予備軍でしかない。本質的に自然破壊が仕事の建築業界が、上っ面対策で、「地球環境問題」を言う資格はない。ゼロベースで考えなおせ。
41	コンサルタント	5. 建築物の質	⑥長寿命化	既に建てられた建物・建築物の長寿化は、「建築物の質」の問題ではない事に気が付くべし。英欧米をはじめ、日本外の世界中の他国の人たちは、誰もこんな勘違いをしていない。築数百年ビルの建築の質が現在より良いわけがない。問題は建築物の質ではなく、低予算で延命の資本的支出工事ができるかどうか。（修繕工事とも違う）もう少し英欧米や他国の上っ面より深い本質を学ぶべし。
42	コンサルタント	6. 持続可能な市街地	①市街地の安全確保（狭い道路解消等）	残存木造密集地は、再開発適格時代に市街地再開発が出来なかつた以上、2項道路で両側家の個人資産敷地を削る事は不可能と考え、現状を認めて、最新技術を使った安全向上に舵をきればよい。ドローンやロボット活用、地中連結送水管網の充実で、現状での安全性向上に頭を使うべき。旧耐震基準建築ビル・マンション・住宅も、全て建替え不可の現実に即し、英欧米のように建物連結で耐震性防火性を高めればよい。
43	コンサルタント	6. 持続可能な市街地	②良好な市街地環境の確保（用途規制や形態規制等のあり方）	国土交通省は、都市再生特別措置法、国家戦略特別区域法、マンション建替え円滑化法等極わずかな地区の高層再開発を促進するばかりで、該当地区から通り1本隔てた地区には、何ら配慮も行わず、明らかにスラム街が広がる発展途上国型街作りを促進している。そろそろバブル時代前の百尺規制等厳格化に戻らなければいけない。また街作りを昭和左翼から解放すべき。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
44	コンサルタント	2. 人材確保・育成	⑤その他	建物は所有者の資産。建築業界の餌ではない。所有者の建物資産観を育てよ。建物所有者を業者に依存して思考停止のままにさせず、もっと低予算で建物延命工事ができる価値観と基礎力を育てよ。所有者が建物を資産として持ち続ける力がつけば、日本の建物は長寿になる。本物のストックの時代が始まる。
45	設計者	1. 既存ストックの活用	①質の確保・向上	既存ストックを活用するためには、ヘリテージマネージャー+不動産コンサルティングマスターなど不動産や事業化の企画、金融の知識を持った人材育成が必要。前提として建築士や宅建士、不動産鑑定士、土地家屋調査士など連携し、国と共に地域の拠点（建築士会）があると地域の相談を受けやすい。50年経過しない建物でも育成された建築士がかかわる（土業の連携）ことによって質の高い既存ストックを増やすことができる。
46	設計者	3. 新技術・新材料	②設計・計画	「孔あきボード+多孔質吸音材+背後空気層」の内装材は、孔径・ピッチ、空気層厚の操作により特定の周波数の音を吸音することができる。現在の不燃・準不燃性能大臣認定では、孔径・ピッチを認定値から変更することができない。ボード単体で認定を取得していくも「孔をあけ断面が露出する状態では認められない」とされる。「基材ボード・吸音材が認定品ならば、孔径・ピッチは一定の範囲内でアレンジ可」とできないか。
47	施主	7. その他		住宅建設業界における金額の提示方法や請負契約までの流れの平準化
48	設計者	1. 既存ストックの活用	②活用促進 (価値の向上・創出)	JIA再生部会では建築のリノベーション事例（現在220）を集めWebsite(下記URL)にて公開しています。その事例を分析すると、新築建物とは異なる手法、価値観、美意識が生まれています。スクラップ＆ビルトではなく継承する建築が求められるよう時代には、これらの手法、価値観、美意識を基にした方針を立案することが重要と考えます。 <a href="https://renovation-archive.com">https://renovation-archive.com</a>
49	行政職員	3. 新技術・新材料	⑤審査・検査	バリアフリー法および各自治体のバリアフリー条例について、建築物省エネ法と同様に「適合性判定制度」を導入し、建築主事・確認検査員の負担を軽減してほしい。
50	行政職員	3. 新技術・新材料	⑤審査・検査	指定確認検査機関と特定行政庁の審査・対応に運用上の差異が生じており、法律上の役割分担はある程度明確であるものの、実務運用としての関係整理を改めて明確化すべきである。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
51	設計者	1. 既存ストックの活用	②活用促進 (価値の向上・創出)	文化的価値を持ちその波及効果が見込まれる建築ストックの継承促進のため、以下の措置を検討していただきたい。 ・計画的継承が必要なものを公的・専門的に認定し、法3条1項の適用除外や法48条の特例許可の対象とすること ・防災上の利用制限等のソフト対応を、法38条の認定対象とするほか、施行令第8章の緩和要件に追加すること。 ・既存木造建築物の増築等に、必要な機能に柔軟に応じた耐震性能基準を設けること。
52	設計者	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	建築物を建てる時に、将来のごみ問題も一緒に考える、建てて終わりでない方向づけが必要ではないかと思われます。建てる側の責任についても踏み込んでほしいです。又、産業廃棄物から、有害物質が出て水に溶け込んだ場合のことも懸念しています。できるだけ、国内産の材料で他国を荒らさない、環境に優しい、土に還る材料を使用しようと訴えてほしいです。
53	設計者	1. 既存ストックの活用	②活用促進 (価値の向上・創出)	既存建築物における確認申請において、耐震診断を適用できる範囲を拡大してもらいたい。 また耐震診断以外にも建物使用者の生命の安全を担保できるほかの方法（耐震シェルターの設置など）でも第三者の評定を取るまたは評定を取った製品を設置するなどで確認申請に対応できるようにしてほしい。
54	設計者	2. 人材確保・育成	⑤その他	あらゆる用途の既存建築物の再生を数多く手がけてきた経験から、今後「建築再生」が建築分野の大きな柱になると確信している。 その実現には、人材育成が重要である。特に建築再生を行うための調査としての学問がないのはマイナスである。 大学教育の中で人材育成拠点を早急に作る必要があるのではないかと考えている。 また、歴史的建築物の再生は建築文化振興の検討を進める文化庁とや文部科学省などとの連携する必要がある。 また再生建築が省エネでは、建築物省エネ法による改修や増築への規制は柔軟考え方が必要とおもわれる。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
55	設計者	1. 既存ストックの活用	②活用促進 (価値の向上・創出)	有効排煙は天井から80cm下がりまでが有効で、天井が高い古民家は排煙が取れないため、古風な竿縁天井を石こうボード貼りの新建材に変更せざるを得ない。目的は火災発生時の避難経路である。目の前に掃き出し窓がある場合は、避難は容易であるので、高い天井を考慮した排煙の取り方を考えてほしい。
56	設計者	1. 既存ストックの活用	②活用促進 (価値の向上・創出)	消防法の無窓階という制限がある。火災時消防隊が外部から侵入しやすくするための規制である。昔からの街並みの木の面格子がこの規制に抵触する。面格子を外せば町並みの雰囲気は変わる。3cm角以下の面格子は簡単に壊せるので、消防隊員侵入障害窓の対象外にしてほしい。
57	設計者	2. 人材確保・育成	③審査	基準法改正により、建築行政業務はかなり増えて、審査期間1週間が3週間に伸びた。「建築士の特例」ではなく、「建築士への業務移行」にして審査員の手間を減らしてほしい。また、基準法の中間検査と瑕疵担保履行法の検査は内容が同じなどの2重業務である。住宅の検査内容から考えて、基準法の中間検査は瑕疵保険がある場合は省略してほしい。
58	設計者	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	更なる断熱性能向上によりエネルギー消費量は20%~40%削減とある。しかし、7地域において現行プログラム計算では4~7%程度の削減で、費用対効果は小さい。外皮性能を更なる向上させる規制は無駄である。オペレーションカーボン削減もよいが、エンボディッドカーボン削減でもよいようにしてほしい。2030年の規制強化において、外皮断熱性能等級5, 気候風土適用住宅、LCCO2削減の3本柱にしてほしい。
59	設計者	4. 地球環境問題	②木材利用促進	気候風土適応住宅制度が新設されたことで、伝統的構法の家が省エネ法適合となり、建てやすくなった。しかし、気候風土適応住宅がローン減税対象外はおかしい。ローン減税は新たに5年延長が計画されている。気候風土適応住宅が省エネ法適合なら同じくローン減税に対象にすべきである。
60	設計者	4. 地球環境問題	②木材利用促進	保育園と幼稚園では内装制限が異なる。幼稚園には内装制限がかからないが、保育園には児童福祉施設なので内装制限がかかる。用途上、保育園・幼稚園はほぼ同じと思う。保育園も幼稚園と同じく火気使用はないので内装制限の対象外にしてほしい。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
61	設計者	4. 地球環境問題	②木材利用促進	構造には燃え代設計がある。防火のレベルが低い内装制限には、木材の厚みと木の隙間規制で対応できるようにしてほしい。
62	設計者	5. 建築物の質	①構造安全性	戸建て570万戸の耐震改修はなかなか進まないとある。その理由の一つは評点の基準の問題がある。570万戸の中には伝統構法の建物がたくさんある。そのような建物には規定の耐震診断の要素以外に耐震要素がたくさんある。下がり壁、柱の数、大黒柱、差し鴨居、足固め、板張り、腰壁、格子壁、等である。変形を許容した古民家診断法を一般診断法、詳細診断法と別に、作成してほしい。
63	施工者	5. 建築物の質	ごみ問題	消費エネルギーを抑えるために使用される材料が、今後解体時に産業廃棄物の山となる問題も含めて考えるべきである。
64	設計者	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	省エネ規制が断熱性能に偏重し、通風や蓄熱、敷地利用など日本の伝統的な環境調整技術が評価されにくい現状を懸念する。規制強化により、地域の気候風土に根ざした設計の自由度が失われれば、多様な知恵を活かした持続可能な住文化の継承が困難になる。画一的な断熱基準だけでなく、パッシブデザインや自然エネルギー活用を含む総合的な省エネ性能評価への転換を求める。
65	設計者	5. 建築物の質	⑦意匠・景観	気候風土適応住宅の制度はあるものの限定的で、一般住宅では深い軒、格子戸、大きな開口部など伝統的な意匠がほぼ失われている。断熱性能を優先する規制により、文化的価値を持つ日本建築の美的特徴が継承できず、地域固有の景観が画一化する懸念がある。伝統工法や意匠にも配慮した柔軟な基準設定を求める。省エネと景観保全を対立させず、地域特性に応じた総合的評価による両立可能な制度設計を期待する。
66	指定確認検査機関等の職員	5. 建築物の質	⑧その他	地域や未来をみすえた建築の推進 CASBEEなどで地域に根差した建築物や、建築の全体を性能等で評価し、その評価を元に負担金（法定外目的税）をお願いし、それを財源に、既存建築物の改造や高性能な建築物の建築に対し、その評価のレベルにより交付金を支出する。
67	指定確認検査機関等の職員	3. 新技術・新材料	⑤審査・検査	AIによる確認審査を普及させて頂きたい。将来的には確認審査はAIのみで完結できるようになるのでは。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
68	設計者	4. 地球環境問題	②木材利用促進	中大規模木造の普及に伴い、断面の大型化や材の長尺化が進み、加工寸法も大きくなっているが、それに対応出来る機械がほぼない。しかし小断面時に加工し、その後に接着成形することがJASでは認められていないため、工場では手作業等、非効率なコストのかかる加工をしており、普及の阻害要因となっている。そのため同じJAS規格材同士であれば、加工後のJAS仕様同等の接着成形に対し、JAS同等のF値を認めてもらいたい。
69	その他	2. 人材確保・育成	全て	建築基準法、政令、規則、告示はとても複雑でわかりづらいと感じています。今後の担い手確保を図るためにも、もう少しわかりやすい法体系とすべきではないでしょうか。
70	施工者	1. 既存ストックの活用	①質の確保・向上	建設業許可の建築工事一式に関して、ディスプレイ業界では、大手企業が元請として取り仕切っているのにも関わらず、内装仕上げ工事業として業務推進しており、専門工事業に矛盾が発生しています。国土交通省が出す「業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方」についても、内容がそぐわなくディスプレイ業界に追従しません。（工作物の定義による）統計等の問題が大きいと思いますが、抜本的な見直しをお願いします。
71	施工者	5. 建築物の質	⑦意匠・景観	伝統木構造の存亡について：江戸以降、明治～昭和と気品と完成度の高い木造住宅を始めとする真壁造の木造建築技術（文化）はカンナ仕上げの構造材をそのまま化粧とする世界で最たる秀麗な文化です。これが、壁倍率一辺倒の建築確認申請と外壁断熱偏重の省エネ法により排除される現状となっている。
72	設計者	2. 人材確保・育成	②施工	大工育成塾のような仕組みをまたつくってほしい。大工に限らず、左官、建具、瓦職人など伝統技術を学ぼうとする若い人が働きながら、その塾では理論と技術を学び切磋琢磨できる環境があると嬉しい。ともに家づくりをする仲間ができるような仕組みが県単位であるとなよい。工務店で若い人（高卒）を採用する際は何かしらの補助や待遇があればなおよい。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
73	設計者	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	今後は経済性や景観を無視した行き過ぎた省エネ政策を止め、省エネ基準適合義務を努力義務に戻して事業者・建て主の負担を減らし、建材・設備・窓その他の部材の選択を消費者に委ねる 政府は断熱・省エネの基準のみを示すにとどめ、個々の建物でエネルギーの自給自足を図る、無駄の多い政策を止める これまでの省エネ誘導のための補助金を廃止して、より高性能の断熱材・窓・省エネ機器の研究開発を後押しする
74	コンサルタント	2. 人材確保・育成	④維持管理	マンション管理士は廃止し、AIで相談できるシステムを構築すべし。 士業による属人化は、潤沢なマンション管理費及修繕積立金に群がる昭和的発想だが、多くは、単に建替えや大規模修繕工事案件をデベロッパーや大手大規模修繕工事業者の意思決定取りまとめ係か、正しい資産観に基づかず、独自のやり方を追求するだけの人が多くすぎ、マンションの適切な維持管理のボトルネックになっている。
75	学識者	1. 既存ストックの活用	①質の確保・向上	既存ストックの活用については、安全性や快適性の向上はもちろん、その文化的な質も向上させて行く必要がある。その地域性や歴史的価値に注目し、観光や地域の活性化に役立てることも重要である。そのためには、文化庁、経産省、観光庁等の関係省庁との積極的な政策連携を望みたい。
76	行政職員	2. 人材確保・育成	③審査	行政における建築確認の実施主体を建築主事等から特定行政庁へ見直すことをご検討ください。
77	行政職員	2. 人材確保・育成	①～③共通	適切な工期設定を行うよう、事業者に対する十分な周知等を実施してください。
78	行政職員	2. 人材確保・育成	③審査	指定確認検査機関と特定行政庁の役割を明確に分けるため、建築基準法の関係規定の見直しをご検討ください。
79	行政職員	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	今後、省エネ性能をより一層向上させていくために、気密性能の基準の設定をご検討ください。
80	行政職員	6. 持続可能な市街地	①市街地の安全確保（狭い道路解消等）	道路幅員について、時代に即した幅員の規定への見直しをご検討ください。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
81	行政職員	6. 持続可能な市街地	②良好な市街地環境の確保（用途規制や形態規制等のあり方）	法第68条の2第5項等に規定する国土交通大臣の承認を市町村（都道府県）都市計画審議会の同意に変更することをご検討ください。
82	行政職員	7. その他		法令改正に伴う、条項ずれに対応する手数料条例等の改正の負担軽減策をご検討ください。
83	設計者	1. 既存ストックの活用	②活用促進（価値の向上・創出）	文化財保護制度では高い評価を受けないものの、地域の歴史・産業・景観を支えてきた建築を「良質な既存ストック」と捉え、耐震改修・用途転用を前提に収益性を確保しながら継承できる制度を整備する。文化庁が検討を進めている継承計画などと接続し、建築基準法の適用除外の道を広げる制度整備を提案する。対象建築物の定義拡大、性能評価に基づく部分適合、定期報告と連動した特例で実効性を確保する。
84	設計者	1. 既存ストックの活用	制度	解体・除却工事を確認申請手続に組み込み、事前審査・許認可化する。価値ある既存建築の安易な取り壊しを抑止し、代替案（保存活用・再利用）の検討を制度として促す。更地化慣行による建築資産・樹木の喪失も抑え、計画確定前の先行解体を減らす。建築計画が確定する前に建物を除却する必要性は乏しく、解体に対する事前審査・許認可化は、保存活用を促す強力な政策手段となり得る。
85	設計者	2. 人材確保・育成	④維持管理	近現代建築を含む建築資産の維持・修復・活用を担う専門人材を育成・支援する。ヘリテージマネージャー制度やJIA修復塾を公的に支援し、全国的な人材基盤を強化、資格として位置付ける。重要文化財の調査・修復監理の補助業務も開放し参画機会を拡大する。
86	設計者	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	エンボディッド・カーボンの観点から、都市施策に、既存建築（歴史的建造物等）の保存・活用によるCO <sub>2</sub> 削減効果を明確に位置付ける。特区制度や地域の容積割増制度では、既存建築を活用する場合の優遇措置を必ず併記することを義務化し、国の都市再生方針として保存活用を評価・誘導する。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
87	設計者	1. 既存ストックの活用	②活用促進 (価値の向上・創出)	DOCOMOMO Japan選定建築の300のうち1/6が解体されています。都城市民会館や羽島市庁舎等々は、総務省が進めている公共施設の適正化計画もあり解体の結論となっています。公共施設の適正化を進めることは重要ですが、一律にボリュームだけで判断するのではなく、建築の価値に関するフィルターを設け、価値あるものは解体するのではなく、活用に誘導するよう制度を一部見直していただけないか。
88	施工者	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	脱炭素化加速のため、延床面積が大きい既存建築物、特に工場や倉庫等の平屋に対する「屋根断熱改修」を促進する評価制度や支援策の拡充を求めます。大規模建築物はZEB化の難易度が高く、事例が少ない現状があります。外皮面積の多くを屋根が占める平屋等の特性を考慮し、全面改修でなくとも、効果の高い屋根断熱等の特定的改修をより柔軟に評価・許可・支援する仕組みが必要です。
89	施工者	6. 持続可能な市街地	③その他	建設業許可が不要な「軽微な建設工事」の上限額である「500万円」の要件を、近年の著しい資材高騰や物価上昇を考慮し、引き上げるよう規制緩和を求めます。金額要件が実勢価格と乖離しており、本来は軽微なリフォーム等であっても要件を超過するケースが増えています。中小事業者の受注機会確保と事務負担軽減のため、物価スライド等の仕組み導入や上限額の見直しをお願いします。
90	施工者	2. 人材確保・育成	職人の育成	若手職人を増やすため、労働という視点とは別に育成という視点での雇用関係のルールを創出していただきたいと考えています。町場に根付く大切な技術が途絶えないように考えていただきたい。
91	設計者	2. 人材確保・育成	①設計・計画	無垢木材や土などの自然素材から遠ざかる2次加工品の中での暮らし一般化していますが、人材確保や育成の視点から、子供の頃から身近に触れる木育のようなカリキュラムを教育の場に持ち込んでほしいと考えています。例えば森林環境譲与税などをもっと教育の場で活用してほしいと思います。
92	設計者	3. 新技術・新材料	①技術開発	脱炭素社会においては、本質的な方向として自然素材の使用を増やし、エンボディドカーボンを適切に評価していくことを望みます。日本に粘り強く受け継がれてきた伝統的な木造建築は、新技術として捉え、知見を深め実用化を図るための研究や基準制定を積極的に行うべきと考えます。
93	設計者	1. 既存ストックの活用	②活用促進 (価値の向上・創出)	現在の規定では、木造建築の層間変形角が損傷限界で1/120になっていますが、構造に応じた適切な変形角にするべきではないかと考えます。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
94	設計者	4. 地球環境問題	②木材利用促進	地球環境への影響を配慮し、主に地上の材料を用いた伝統構法などの気候風土適応型の住宅について、エンボディドカーボンの低減や地域経済、文化的視点、既存建物の特徴を生かした施工のためにも、基準を作る際には候補に挙げていただき、出来ることならば「気候風土適応型建築推進のための法律」やそれに準じたものが制定されることを望みます。
95	設計者	5. 建築物の質	⑤機能継続性 (地震・水害)	昨今の自然災害に対する備えや適切な水循環、ヒートアイランド防止の視点から、建築とグリーンインフラの一体計画を推進してほしいと考えています。
96	設計者	5. 建築物の質	①構造安全性	告示第786号に規定されている土塗り壁と落とし込み板壁に関して、設計上の必要性から告示第1100号の規定の拡充を望みます。具体的には、土塗り壁については80～90ミリ厚の壁倍率2.0倍程度のもの、落とし込み板壁については、180ミリ程の板幅で、同1.0～2.0倍程度のものがあると良い。
97	設計者	6. 持続可能な市街地	地区計画提案への行政介入	住民発意を前提とする地区計画提案において、行政部門は中立的な手続管理者に転換し、提案内容の法的整合確認と都計審への諮問支援に徹し、是非判断は都計審や住民公告の場に委ねるべきである。
98	開発事業者	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	建設資材の有効活用、廃棄物量の低減といった環境配慮の観点や、建設関連の人手不足及び工期長期化という課題への合理的な対策として、テナント・入居者未決定の専有部分については、一定の安全性確保を前提に、内装仕上・付帯設備（消防用設備を含む）を最低限とするいわゆるスケルトン竣工を可能とすべき。
99	開発事業者	1. 既存ストックの活用	②活用促進 (価値の向上・創出)	既存ストックの有効活用を促進するため、既存不適格建築物の改修・用途変更等において、 ①遡及適用項目・遡及適用範囲の限定（用途変更の場合、既存遡及する範囲を用途変更部分に限定する等） ②異種用途変更の柔軟化（類似用途の再定義をし、飲食↔物販の用途変更において確認申請を必要としない措置等） などの措置を講じるべき。
100	開発事業者	1. 既存ストックの活用	②活用促進 (価値の向上・創出)	屋外の庇軒下ピロティ部分について、にぎやかで魅力ある街並み空間の創出を促進するため、客席や売場、物品展示などに利用する場合であっても、十分に外気に開放されている場合は容積不算入とすべき。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
101	開発事業者	2. 人材確保・育成	①設計・計画	再開発等促進区を定める地区計画等の上位計画で定められた用途・規模の建築計画であっても、用途地域による用途制限を満たさない場合に、建築審査会を含む用途許可の手続きが必要となっているが、建築審査会での審査等の一定の手続きを合理化すべき。
102	開発事業者	4. 地球環境問題	②木材利用促進	都市部の中高層建築物に幅広く木材を活用していくためには、補助額の上限の大幅引上げや補助制度に係る予算額の大幅拡充が必要。
103	行政職員	1. 既存ストックの活用	②活用促進 (価値の向上・創出)	省エネ、低炭素、長期優良住宅、住宅性能評価、建築基準法の審査、BIM図面等で一括審査・判定を行い、その結果を建築計画概要書と併せて一般の閲覧に供する。
104	施工者	1. 既存ストックの活用	①質の確保・向上	地球環境を考慮するのなら、まずは既存建築物を定期的に修繕、又は改修等を施し、価値の維持及び向上を図るべき。
105	設計者	4. 地球環境問題	②木材利用促進	木材利用の推進とともに、国産材で作る家づくりと日本の職人の技術を使った家づくりをもっと制度として進めてほしい。 住宅ローンの金利優遇にするとか、補助金入れるなど。そうすることで注目が集まり、社会的に日本の自然と技術を前衛的に守ろうとする流れになると考えます。
106	なし	2. 人材確保・育成	③審査	そもそも国がやるべき問題と民間がやるべき問題の線引きを明確にすべきだ。 上記大項目にいくつありますか？ また、建基法は最低限の基準のはず。勘違いしてませんか、最近の改正の動向は。 業界の対応や市場の混乱を招いていませんか？
107	行政職員	2. 人材確保・育成	①設計・計画	建築分野のうち設備設計(機械設備、電気設備)に関する設計について、建築士や建築設備士等の有資格者だけが業務を行えるように制度の改正を行なってほしい。
108	設計者	3. 新技術・新材料	①技術開発	最先端のAIの技術を持った中小企業に投資する事で、業務効率化につながる革新的なソフト等を増やし、業界全体の迅速なAI導入を推進していただきたい。
109	開発事業者	2. 人材確保・育成	中長期的な担い手の確保	少子高齢化で国内の新築需要が減少しストック需要や建物の維持管理、コミュニティの重要性が増加する一方、既存の都市の持続性に関わる人材が不足しており、人材育成、既存人材育成の配置に最適化、見合った賃金の設定などが課題であると考えます。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
110	建物所有者（オーナー）	5. 建築物の質	⑤機能継続性（地震・水害）	救済住居に対応すべく、「三角柱状の単管フレーム」を 量産準備して、積み木の様に縦横で組んで、「DIY集落」を創れるようにしましょう。 「断熱外皮」は小型軽量ピース & 連結可能なフック穴付きで準備。 「浄水薬（ポリグルタミン酸+次亜塩素酸ナトリウム）や 栄養粉工場＝タンカーに設置」して、トロッコで各地へ供給分配。
111	設計者	2. 人材確保・育成	①設計・計画	そもそも人手不足言われてるのは、少子化もそうですが先人達のパワハラ・セクハラを筆頭に3Kイメージ植えつけたのが原因では？ いくつか会社渡り歩いてるが、これらに加えてジタハラ横行が目立つ。若手はやる気削がれるのは当然では？
112	コンサルタント	1. 既存ストックの活用	②活用促進（価値の向上・創出）	設備の価値を算出するため、国土交通省の営繕部と技術調査課がPDFで刊行している歩掛りを、CSV, markdownといった、AIが活用できるデータ形式にして欲しい
113	学生	2. 人材確保・育成	採用	別業界からの転職を志しても新卒もしくは経験者の中途の給与テーブルしかなく間口が狭い。
114	設計者	6. 持続可能な市街地	②良好な市街地環境の確保（用途規制や形態規制等のあり方）	空き地に土・緑地減税（土を露出させておけば減税）を設け、新築建て替え需要を抑えつつ、段階的な郊外の人口減少に対して民有地の緑地化で対応する。
115	電気電子機器製造業	3. 新技術・新材料	①技術開発	建築・土木に関する技術開発を支援してはどうか。 特に、将来的に建築土木技術の発展に貢献するような基礎研究段階の開発を広く浅く支援する。 研究開発ファンドのような募集をかけて大学や企業からの提案を募る。
116	施工者	2. 人材確保・育成	②施工	外国人研修生の削減及び日本人雇用の為の促進対策として インボイスの廃止と、建築業種でのアルバイト雇用禁止を廃止して欲しい

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
117	設計者	4. 地球環境問題	②木材利用促進	耐火建築物への主要構造部に木造を利用した場合の容積率割り増しを要望します 耐火建築物における木造利用は燃え止まりかつ大臣認定利用によるコスト上昇を補う制度として、建築主へのインセンティブである容積率割り増しによるボーナスにより、初期投資を運用で補填することでより一層の木造建築物普及が促進されるものと考えます
118	設計者	2. 人材確保・育成	①設計・計画	設計業務について、長年この業界で働いているが資格職としての採用がほとんどであり、無資格では働く企業や設計事務所の待遇がかなり悪いにも関わらず、業務についてOJTの体制がとれている企業は殆ど無い。 また、資格取得していても実務と乖離があり申請業務を外注しているなどの体制の企業がほとんどのため、責任を持った業務遂行に支障をきたしている。
119	施工者	6. 持続可能な市街地	②良好な市街地環境の確保（用途規制や形態規制等のあり方）	古い町並みが人口不足と維持管理困難により減ってきている。3Dデータや点群データなど、既存の空間をデータ化する技術が幅広く普及し始めている。地方自治体でいま残る街並みを3Dデータにして保存するべきである。
120	設計者	2. 人材確保・育成	②施工	育つまでに時間がかかりすぎる為、若いころから経験していないと、使えない。 その為、他業種から人材を受け入れにくく、常に人材が足りない。
121	施工者	6. 持続可能な市街地	②良好な市街地環境の確保（用途規制や形態規制等のあり方）	各行政の駐車場附置義務条例の撤廃又は変更
122	施工者	6. 持続可能な市街地	①市街地の安全確保（狭い道路解消等）	狭い協議・位置指定道路に関する協議期間の短縮及び手続き方法の簡略化
123	施工者	3. 新技術・新材料	①技術開発	コスト管理・代替材料
124	施工者	3. 新技術・新材料	⑤審査・検査	確認申請・事前協議のデジタル化を推進してほしい

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
125	施工者	6. 持続可能な市街地	②良好な市街地環境の確保（用途規制や形態規制等のあり方）	行政が管理する敷地民有地に対する境界確認の簡略化
126	施工者	6. 持続可能な市街地	②良好な市街地環境の確保（用途規制や形態規制等のあり方）	用途地域に基づく高さ制限や各自治体の条例による制限の緩和
127	施工者	2. 人材確保・育成	②施工	流通経路や関税の見直しによる建築資材のコストダウン
128	施工者	2. 人材確保・育成	②施工	特定技能者を増やす目的でも障壁となる日本語の修得に国として援助する制度の構築
129	施工者	3. 新技術・新材料	①技術開発	省力化と効率化に繋がる技術導入の支援
130	指定確認検査機関等の職員	6. 持続可能な市街地	②良好な市街地環境の確保（用途規制や形態規制等のあり方）	歴史的地域や街並み、地域に溶け込んだ街並みなど多様な街並みの形成のため、条例で地域を限り、安全性の確保等を考慮して条例で構造等を定めた場合には、道路の指定要件等（立ち並びや幅員2.7メートル）、斜線等を緩和。
131	指定確認検査機関等の職員	5. 建築物の質	④バリアフリー	避難弱者（バリアフリー）を考慮した避難基準の作成
132	確認検査団体役員	2. 人材確保・育成	③審査	建築確認の約90%を担う民間機関は、若手人材の確保が急務。それは、単なる審査作業員ではなく、志と責任感を持った将来の建築指導行政を担える人材である。 確認検査員等は法的に「みなし公務員」とされており、その地位に応じた有能な人材を確保するためには国の施策の打ち出しが必要。 待遇面では、実務経験に即した報酬基準の設定、人事院勧告制度の準拠。育成面では資格取得から一定期間の定期講習を義務付ける。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
133	設計者	5. 建築物の質	⑥長寿命化	建築物の質の向上を目指すために建築物に使用される材料の持続循環性やリサイクル性、耐久性などに新たな評価基準が必要です。高耐久の性能をもつ建築物はその質を社会上正しく評価されていく仕組みづくりがこれからの時代求められています。長期的な耐久性を持たない建築物や短寿命で解体されるような建築物については解体時に相応の環境負荷税を支払うなどして、社会的に質の高い建築が求められるような仕組みが必要です。
134	確認検査団体役員	2. 人材確保・育成	③審査	民間の審査技術力は向上し、行政は審査経験に乏しく、過去の判断やマニュアルを独自解釈する指導に留まっている。 今後は、国、行政庁、民間機関が「三位一体となった新しい建築行政」を確立すべき。国は施策の打ち出しと法改正、行政庁は法の運用と違反対策、民間機関は公正迅速な確認審査に役割分担する。 国と行政庁に対立があれば民間の意見を、行政庁と民間機関の意見対立があれば国の意見を得て意思決定する方式だ。
135	確認検査団体役員	5. 建築物の質	①構造安全性	平成10年の建築基準法改正は、安全性確保の要請から、中間検査の実施のために建築確認が民間開放された経緯がある。 令和7年4月の法改正では、これまで審査検査が省略されていた木造2階建戸建て住宅も審査検査の対象となつたが、構造の安全性を確認する中間検査の義務化は行政庁判断に任せたままだ。 法の実効性確保のため、当該建築物に対する中間検査（建方工事）の全国一律化を官民連携して議論して目指すべきである。
136	行政職員	1. 既存ストックの活用	②活用促進（価値の向上・創出）	論点案では、ストック活用の意義として「文化的価値」が挙げられているが、地域に根ざした建物への愛着や文化的価値の評価は活用の重要な動機となるケースが少なくない。現在、文化庁では「文化芸術推進基本計画（第2期）」に基づく建築文化振興の取組が進められているが、これは国交省の取組と相互に補完し合うものと考えられる。ストック活用に向けた取組事項として、「文化庁との連携による普及啓発」を加えてはどうか。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
137	コンサルタント	2. 人材確保・育成	①設計・計画	管理建築士の専任について見直していただきたい。
138	施工者	2. 人材確保・育成	②施工	大工工務店を営む立場として、大工志望者が大幅に減少している現状に強い危機感を抱いています。木造建築を将来にわたり維持し、日本の住文化を後世へ継承するためには、見習い大工の育成が不可欠です。かつての徒弟制度は、低賃金の代わりに時間をかけて技術を伝える、双方にとって有益な仕組みでしたが、最低賃金の上昇により継続が困難となりました。非常に意義のあった大工育成塾制度の復活を強く要望します。
139	施工者	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	建築分野の低炭素化を進めるには、建築物の使用時だけでなく、新築から解体・廃棄までを含めたライフサイクル全体での環境影響を評価する必要があります。現在の外皮性能評価は使用時を中心とした指標となっていますが、建築には現行制度では十分に評価されていない多様な優れた側面も存在します。こうした点も含めて評価を広げ、環境性能の評価軸を複数設け、そのいずれかを満たす建築を認める仕組みに改めるべきだと考えます。
140	施工者	1. 既存ストックの活用	②活用促進 (価値の向上・創出)	建物のライフサイクル全体で見ると、新築時の炭素排出量が占める割合は大きく、同じ建物を長く使うことが低炭素化につながります。そのため、維持管理しやすい構造表しの建築を適正に評価し、あわせて既存住宅を修繕し長く使うことも低炭素化に寄与すると認める制度の整備を求めます。
141	設計者	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	建築物の省エネを図るこための断熱気密技術は大事だが、省エネ達成のルートは様々である。現在断熱の数値基準を満たすべく建築関係者は疲弊している。もっと多様な方法論をも議論したい。住宅建築は住まい方も多様であり、基準の義務化が本当に省エネに寄与しているかの検証が望まれる。
142	設計者	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	日本の住文化を守りながら、かつ節度のある暮らし方の下敷きとなるのはその場所の気候風土に応じた住まいであるべきである。そのため、告示786号2項の策定を政府の方としてももっと積極的に後押ししてほしい。
143	設計者	5. 建築物の質	長期視点の住宅政策	住宅は余っているにも関わらず相変わらずパッケージ型の大量生産型の住宅が供給され続けており、結果として質の低い、短寿命のものがますます増えている。これは廃棄物も増やすことになる。質を担保し、100年もち、街並みを形成していくような長期視野の住宅政策が切に望まれる。そうでないと100年後はバラックの町となる。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
144	施工者	4. 地球環境問題	②木材利用促進	地球環境問題が深刻化する中、建築分野における国産木材や土壁の活用は、炭素固定や循環型社会の観点から重要です。土壁は自然素材のみで構成され環境負荷が低く、日本の職人技術と伝統構法により長寿命建築を支えてきました。これらはユネスコ無形文化遺産「伝統建築工芸の技」として海外からも高く評価されています。制度面において、こうした技術や素材がより正当に評価・活用されることを期待します。
145	設計者	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	CO2排出量削減するためには、新築住宅を長期間使いつつ省エネ化にするのは良いと思うが、高性能な資材を使え！という鬼気迫る圧を感じる。LCCO2の観点からは、住んでいる間のCO2はたった半分であって、もう半分の建設時・解体時のエネルギーについて、伝統的構法の木造住宅は大変工である。材料も廃棄にも大量のエネルギーを使わずに実現できるから。これからも作り続けられるような環境づくりを！
146	施工者	2. 人材確保・育成	②施工	大工の立場から。人材育成に関して、弟子をちゃんと育てる観点からの意見ですが、給料を世の中の最低賃金レベルできちんと払いながら若い子にいちから仕事を教えて育てあげるのは難しいとおもう。大工職は仕事が多岐にわたり、特に仕事を覚えるまでに時間がかかる仕事です。もっと国から手仕事する職人を育てる為に補助金を出していく仕組みを作っていくないと日本の伝統文化は途絶えるとおもいます。
147	設計者	2. 人材確保・育成	②施工	建設現場における技術者・技能者の高齢化が進み、本当に人材不足には悩まされている。特にうちは個人でやっている工務店で、大工のみ自社にて、ほとんどは個人の職人さん（その他職種）に外注として頼っている状態。気候風土適応住宅のような素晴らしい住宅を建てるとき、それぞれの技術なくしては建てられない。建設作業従事者は弟子として下積み時代を過ごすことが多いが、そこを改善できるような補助などがあれば良い。
148	設計者	1. 既存ストックの活用	②活用促進 (価値の向上・創出)	まず、非住宅の商業施設やビルや公共建築の竣工から解体までの期間が短い。解体ではなく、補強や設備の改修を優先に考えるべき。
149	設計者	2. 人材確保・育成	②施工	職人の数が減少しているため、数を増やす政策を実行して欲しい。
150	設計者	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	省エネや脱炭素を数値で表して目標を誰に対しても明確にすることとは別に、誰が見ても明らかに省エネや低炭素で作った建築と暮らし方であると分かる建築や住まい方のあり様を明確にしてもらいたい。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
151	設計者	5. 建築物の質	⑥長寿命化	長い目で見た時、長期優良住宅のような建築でも、メンテナンスや一部の改修などは必要になる。 日本の伝統的な建築はメンテナンスがしやすい建築である。 メンテナンスが依頼しやすくなるよう、職人を増やしてほしい。
152	設計者	6. 持続可能な市街地	②良好な市街地環境の確保（用途規制や形態規制等のあり方）	良好な街づくりは、緑化に尽くると思います。 街路樹や公園の緑化は、住む人々が街を誇らしく大切に思う気持ちを作ります。
153	設計者	1. 既存ストックの活用	②活用促進（価値の向上・創出）	建築物をできる限り、長く活用することが大事です。そして古くなるほど尊ばれるようにしつかり維持管理をして落ち着いた、しかも美しい町並みを形成する資源としていくことが良いです。そのためには維持管理する技術、人材の養成は欠かせません。長く使うことは地球資源を大切にすること、ゴミにしないことは環境問題の解決にもつながります。そして変わらぬ街並み、成熟した街並みは人々の心の平安にもつながります。
154	設計者	4. 地球環境問題	②木材利用促進	森林の荒廃は戦後の住宅の工業化と拡大造林に影響大です。この再生には持続可能な林業が不可欠で、伐採樹齢以上に無垢の木として活用できる気候風土適応住宅の重要性は、今後のLCAでも然りです。 しかし、告示786条二項の基準が未定で、告示1100号で建てられない住宅が出てます。原因是国民が気候風土適応住宅を知らないので仕事がないことで、確認申請が出ないのであります。そこで国民にその周知をお願いします。
155	施工者	2. 人材確保・育成	②施工	若手技術者育成に関して住宅建築の施工・修理技術（大工）において一定の伝統的・高度な技術の習得が必要な場合、単純に労働者として雇用して技術習得・訓練することは雇用主として採算がとれない。かつての大工育成塾のように審査や認証を経て若手技術者育成に対して一定の補助制度を設けてほしい。
156	施工者	5. 建築物の質	①構造安全性	伝統工法と位置付けられている。石場建て、貫、土壁、深い軒など、は日本の気候に合っています。通気性がよく、真壁で柱がみえているので、白蟻にも食われにくくし、雨などが差し込んでも乾くので腐らない。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
157	工務店勤務	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	省エネ・脱炭素住宅の推進にあたり、断熱性能向上に加え、エアコン依存を抑える設計や国産木材を活用した長寿命木造住宅の普及を検討していただきたい。また、石場建てや土壁などの伝統工法住宅についても、断熱材の工夫により省エネかつ長寿命な住宅として評価・活用を提案します。
158	施工者	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭素	省エネ・脱炭素の性能評価は高断熱化だけでなく建築材料の生産・運送・廃棄などを含めたLCCO <sub>2</sub> ・エンボディドカーボンの評価などを取り入れた廃棄時までのすべての環境負荷を正確に評価すべき。特に自然乾燥材やエネルギーコストの小さい土壁や板材などの自然材料を用いた場合の住宅建築の評価ができるようにしてほしい。
159	その他	2. 人材確保・育成	①設計・計画、②	人材不足解消の手段の一つとして今後はデジタル技術も合わせた新しい技術者の育成が必要。幅広い人材に興味を持つもらえるよう、伝統技術からデジタル技術まで含めた研修制度の公的支援が望まれる。
160	その他	2. 人材確保・育成	②施工	エンジニアリングウッドのコスト高の要因の一つに、大断面集成材やCLTなどのメーカーが、材料の製造だけではなく、切断や接合部加工まで行っているという状況があります。製造・加工を含むサプライチェーンの効率化を図ると共に、加工専門工場の増加による市場内競争を促進し、コストダウンによる木材の利用促進を実現するために、切断や加工は小回りの利く加工専門工場の新規参入を促す施策を要望します。
161	その他	2. 人材確保・育成	③審査	各規制緩和に対して、行政の対応が追いついていないイメージのため、改善を希望する。 また、合理的な流通システムの整備を希望する。
162	その他	2. 人材確保・育成	③審査	木造に関する建築基準法関係法令、毎年緩和等の規定が出るが、実際の設計での使用が困難なものが多い。
163	その他	3. 新技術・新材料	①技術開発	圧密木材、薬剤注入等のスギ材の高強度・耐火化の技術開発と製造工場の整備、建築指定材料の認定の迅速化
164	その他	3. 新技術・新材料	⑤審査・検査	既存建物の構造部材をリユース・リサイクルする際の、許容応力度を設定する簡便な方法を設定して欲しい。サーキュラーデザインが今後求められる状況で、JASの改正が難しいのであれば、建築基準法のなかでJASと同等であることを簡便な方法で証明し、建築主事が認められるルールを作りたい。
165	その他	3. 新技術・新材料	⑥その他	集成材の製作寸法の標準化・規格化を図り（業界として）。 全国の製材工場で規格化された寸法の製作ができる機械の導入を促進する。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
166	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	主要都市近傍に大断面集成材製造・加工工場の整備による運搬コストCO <sub>2</sub> の削減
167	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	建材利用伐採時の再造林の義務化と補助金 再造林認定木材利用時の補助金
168	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	木材製造、加工工場のクリーンエネルギー利用を促進させる補助金
169	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	サーキュラーエコノミーの観点で考えると、リサイクル材、リユース材の活用制度の整備が必要かと思います。リユースする場合は、解体現場から出た廃木材の劣化度診断の整備や、解体再利用することを見越した構工法と解体方法の拡充が求められるかと思います。また、リユースが難しい場合も、例えば解体廃材をラミナにして集成材としてマテリアルリサイクルするための商流の整備が求められるかと思います。
170	その他	5. 建築物の質	③衛生環境	木材利用に伴う、心理的・身体的メリットのエビデンスの更なる推進
171	その他	5. 建築物の質	⑧その他	・補助金、事業スケジュールが現実的でない。 ・補助金、ハードルが高くなっている。
172	その他	6. 持続可能な市街地	③その他	製材工場の再編による出材量の拡大を図る。 非住宅建築物における木材利用量の義務化（法整備）
173	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	木材利用に関する情報の発信と木材を用いた建築物の評価の向上を図る観点から、LCAや不動産鑑定を通じたインセンティブの見える化の推進や、多岐に亘る「見える化」策を整理・体系化し、木造の魅力と社会的意義の周知、共感を醸成する施策を要望します。
174	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	木材利用の促進を目的とし改正いただいた法令（告示含む）について、PDCAの観点で官民により改正法案の有効性を検証し、必要に応じて民間の意見を汲んだ更なる改正を要望します。  実際に改正法令活用を促すべく、「優良木造建築物等整備推進事業」については、改正後の法令を採用した民間事業を「モデル的・先導的事業」と位置付けた「先導枠」の支援拡充や、木造採用による掛け増しを考慮した大幅な支援拡充を要望します。
175	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	建築分科会をはじめとした会合における建設的な議論や、本「意見箱」の設置、建築行政を見直す動き、これらを踏まえた都市部での木造・木質化先導モデル地区等、木材利用促進及び支援措置の検討を通じて、「中高層木造建築物を活かした街づくりの実証」が進むことを要望します。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
176	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	<p>標準的な中高層建築物の木造化モデルの普及の観点から、木造化のモデル整備を通じて、あらゆるステークホルダーにおける事業化に係る予見可能性を高める施策・制度を要望します。</p> <p>施策・制度の設計にあたっては、中高層木造建築物の新築ニーズが期待できる一方で高容積率が設定された都市部での事業化を促進すべく、対象を10階建てまでに拡張いたくことを要望します。</p>
177	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	<p>標準的な中高層建築物の木造化モデルの普及を目指し、中高層木造建築物の設計・施工で重要な接合部の仕様や納まりについて、一般に広く使用できる情報の整理と公開を要望します。</p> <p>また、コスト増の一つの要因として、特許工法が頻繁に挙げられることを踏まえ、特許公開に向けた特許保有者宛てインセンティブの創設と並行して、特許を回避した設計の標準化やオープン化の推進を要望します。</p>
178	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	<p>効率的な量産体制の構築と、輸送費の掛かり増し削減のために、大断面集成材等の国内供給力の実態把握（加工能力[穴あけ、溝加工、特殊加工等]と加工精度のばらつきを含む）と、その実態に基づく工場の整備推進と拠点整備（都市近郊にストックヤード新設等）による安定供給体制の構築を要望します。</p>
179	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	<p>大断面集成材・CLT等は、現状特注品で高額になる傾向があるため、規格化を通じ、大量生産によるコスト低減を促進する施策を要望します。また、規格化が定着するため明確な使用用途を設定いただくことも合わせて要望します。</p>
180	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	<p>混構造中高層木造建築普及のために、RC造やS造と木造部をつなぐ安価で簡便な接合部の開発や、木造の特性を理解した職人（鳶・大工）を育成する施策を要望します。</p>
181	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	<p>中高層木造の建築コストについて、実例が少なく発注者・受注者にとって不明瞭な部分が多いため、事例を用いた中高層木造建築物のコスト情報の整理と提供を要望します。合わせて中高層木造にメリットとして期待される炭素固定量に関しても情報整理・提供を要望します。</p>
182	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	<p>防耐火規定は、人命と財産を守る最も重要な規定の一つであることは理解した上で、事業者としては、建物内外において『木材を現しで使用できる部分の拡大』を要望します。</p> <p>具体的には、スプリンクラー採用による合理化、新耐火技術開発支援、国際的な防耐火基準との整合性、これらを考慮した基準整備を要望します。</p>

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
183	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	先導的木造は建築時にイノベーション創出に資する技術開発に挑戦しやすく、そこで創出した製品の性能評価や大臣認定について、その成果を、再現性をもって横展開して活用できる制度・仕組みの構築を要望します。 例えば取得した評価・認定をプロジェクトではなく工場等に付与することで実現可能と考えます。
184	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	建築物への採用拡大のためにJAS規定の柔軟化を要望します。材積を減らせ、高効率となる非等厚C L T等は期待されるものの、現状少しでも規格からはずれるとJAS認定外となることから柔軟化が求められます。
185	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	中大規模木造に関する有益な情報は様々な団体から提供されているものの、知っている人しかその情報にアクセスできない現状にあり、ワンストップで情報や知見にアクセスできる枠組み形成を要望します。
186	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	設計者への中大規模木造設計一元サポートについて、非常に有益なシステムにもかかわらず現状認知度が低いため、周知の推進と、需要拡大時に備えた体制の強化を要望します。
187	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	中大規模木造普及には現在の先導型のような建物だけでなく、派手さはないが普及に貢献する標準的な建物が重要であり、普及に貢献できる建物への補助の仕組みを要望します。補助の対価として積算データ等の提出を求ることで積算基盤の整備が期待できます。またRC造等に比肩する中高層木造構造設計ツールの利便性向上（ソフト開発）を要望します。
188	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	設計・施工者の負担低減を念頭に、建築DXの普及を目指したソフトの互換性も含めた基盤整備を要望します。
189	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	部材が大型であるマスティンバー建築においては、従来の木造大工の知識や技能だけでは対応しきれない部分が多く存在するため、専門の大工や、クレーンを用いた施工管理や、精度の高い接合部の加工・施工、耐火被覆との取り合いなど、高度で専門的な技能を有する者の育成が不可欠と考えており、人材育成プログラムの構築を要望します。
190	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	法人・個人を問わない不動産物件の購入者や賃借人の他、J-REIT等および、J-REIT等を支える投資家や金融機関等を対象とした予見可能性の向上を念頭に置いた長期修繕計画策定に係るガイドラインの発出を要望します。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
191	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	J-REIT等の資本市場を通じた「資金の好循環」が木材関連産業全体に行き渡り、持続可能性の高い「経済の好循環」が確立されることを念頭に、J-REITが物件を購入する際に行われる不動産鑑定と、Due-diligence（物件調査。エンジニアリング・レポートの作成を含みます。）のあり方などの基盤整備を要望します。
192	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	事業者を対象とした講習・説明会や、基本計画から施工までの具体的な手順・留意点を示す情報が不足し、事業段階で求められる技術的判断力の充実化が必要との認識のもと、事業者内部で技術的判断を担う人材の知見の拡大に資する育成プログラムの構築を要望します。
193	その他	4. 地球環境問題	②木材利用促進	木材利用を取巻く再造林や、サステナ情報の開示義務化、LCA制度化、生物多様性、サーキュラーエコノミー等へ対応する基盤整備を要望します。  基盤整備にあたっては、持続可能で経済合理性を踏まえた制度設計を要望します。
194	その他	3. 新技術・新材料	①技術開発	38条認定等による新たな火災安全性能評価の確立を要望します。  避難時間 + SPを基軸に性能設計を評価している諸外国の法体系ではいわゆる燃えいろ設計による部分木造化が可能なことから、延焼防止の観点も含めて日本の建築基準法における防耐火規制にはまだまだ改善の余地があります。新38条が受け口になって性能評価設計が可能になれば都市における木造利用の推進に寄与すると考えます。
195	その他	3. 新技術・新材料	①技術開発	内装制限の合理化を実現する以下①②の新技術開発支援を要望します。  ①安価で火災拡大抑制に効果的なスプリンクラー（もしくは代替品） ②木材に不燃性能を与えることができる塗料
196	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	木造屋根架構の耐火規制の合理化を要望します。  床面から一定高さ以上の木梁については、防耐火性能が期待できることから、検証することにより、告示1399号での4m以上小屋組鉄骨と同様の扱いをご検討頂きたいです。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
197	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	木造耐火の2時間告示仕様の新設を要望します。 木造耐火について、告示仕様は現在1.5時間まで定められておりますが、2時間の告示仕様はまだ発布されていないことから、建築分野における木材利用促進拡大に向け、2時間の告示仕様も発布されることを期待しております。
198	その他	5. 建築物の質	①構造安全性	実務や商品性を踏まえた100m <sup>2</sup> 区画（特定区画）の拡大を要望します。 一部主要構造部を木造とする集合住宅の普及推進するための規制の合理化として、特定区画のさらなる合理化をご検討いただきたいです。
199	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	共同住宅以外の用途における特定区画要件の合理化（豎穴区画）を要望します。 耐火建築物におけるメゾネットタイプは地上階以外の分では豎穴区画が発生するが、特定区画内から同区画外までの歩行距離等により安全確保することで、特定区画内の豎穴区画を適用除外する規定をご検討いただきたいです。
200	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	既存建物における部分的な木造改修・増築を合理化する制度を要望します。
201	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	特殊建築物における主要構造部の性能を1時間準耐火構造を採用可能とする用途・規模・階数等の合理化（仕様規定化、適用範囲の拡大）を要望します。
202	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	現行の耐火性能検証法について、性能規定導入後の知見の蓄積に基づき、部材ごとの耐火性能を定量的に評価・加算して組み合わせられるなど、設計や施工で使いやすい規定への見直しを要望します。 性能規定ルートの負担軽減と、木の「現し」が可能となる部位・条件の拡大について、より一層の合理化や新たな技術開発をご検討頂きたいです。
203	その他	3. 新技術・新材料	①技術開発	耐火の大臣認定に必要な性能評価試験のうち、認定内容の変更に係る運用において、以下①②の場合は変更に際し再試験を求めないことを要望します。 ①変更前の性能評価試験の結果が合格基準に対し余裕が大きい場合 ②変更前後における構成材料の発熱量などの変化が数パーセント未満などわずかである場合

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
204	その他	5. 建築物の質	①構造安全性	木造との混構造における構造計算方法の法整備を要望します。 混構造の構造計算に関する基準整備において、木造とそれ以外の構造との混構造を対象とした簡易な設計方法の確立および、それに対応した構造計算ソフトウェアがあれば、合理的な計画が可能となるためご検討頂きたいです。
205	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	建物の形状(塔状／低層大規模)に応じた大規模木造の仕様規定の追加(法21条による準耐火木造メニューの追加)を要望します。
206	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	外壁での木材利用の促進を念頭に、不燃化処理に関する仕様規定の早期整備を求めるとともに、性能規定による制度の創設を要望します。
207	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	<u>スプリンクラーによる初期消火効果を考慮した性能規定の導入による防耐火規制の合理化</u> ：火災安全対策として実効性の高いスプリンクラーを避難安全性能・耐火性能評価等に導入することによって、木造・木質建築等の内装制限、防火区画、排煙設備、耐火要求時間、防耐火構造等の制限を合理化する建築基準制度の策定を望みます。建物の火災安全性を消防用設備を含めて総合的に評価することにより防火対策を最適化することができます。
208	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	<u>木造・木質建築におけるスプリンクラー設置による火災安全性向上と防耐火規制の合理化</u> ：現行ではスプリンクラーが求められない建物に同設備を設置することで火災安全性を抜本的に向上させて、木造・木質建築の内装制限、防火区画、排煙設備、耐火要求時間、防耐火構造等の規制を合理化する建築基準法令を策定することを望みます。設計自由度が高まるインセンティブにより、火災安全性を高めた木造・木質建築の普及が可能です。
209	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	木材利用時の内装制限の合理化として、節のある木材を活用できるよう規制の見直しや新たな技術開発を要望します。
210	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	不燃性能に影響のない範囲で、不燃材料に貼れる未処理の木質薄板の範囲、厚みを新設する規制の合理化を要望します。 天井および壁1m <sup>2</sup> あたりの使用可能木材量(m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> )で管理する総量規定等を整備し規定化のご検討をして頂きたいです。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
211	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	天井面から50cm以上突出した準耐火構造の梁で囲まれた1区画が100㎡以下の場合に、天井面の内装制限についても合理化を要望します。
212	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	柱・梁は内装制限の対象から除くことの明確化を要望します。 内装制限は、天井及び壁の仕上げを対象とした規制であるので、天井及び壁の一部を形成する柱・梁であっても、柱・梁の表面は、部分的であるため、燃焼拡大への影響は少ないと考えられます。柱・梁については、内装制限の対象から除くことをご検討頂きたく要望します。
213	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	天井高さが一定数以上の場合等に内装制限の合理化が可能な法整備を要望します。
214	その他	5. 建築物の質	①構造安全性	木架構性能試験、構造関連の評定を早期に取得可能な性能評価機関における技術審査の短縮を要望します。
215	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	十分な空地が確保できる場合に倒壊を許容する（＝準耐火でよい）あるいは延焼防止建築物の要件を拡大する制度を要望します。 法21条ルートB(火災時倒壊防止構造)に外壁・屋根等の要件を付加したような形(例えば、令第128条の2 火災抑制等建築物の様な形)での法第61条ルートBの創設といった、準耐火木造のルートBによる計算手法のある程度の統一化を検討して頂きたい。
216	その他	6. 持続可能な市街地	②良好な市街地	都市部の木造・木質化先導モデル地区において、準耐火構造による木造建築を推進する枠組みづくりや、支援する制度を要望します。
217	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	<u>防耐火規制における仕様規定の合理化を要望します。</u> 近年、木材利用促進を目的に、避難時倒壊防止構造や火災時倒壊防止構造等の性能規定化が進められていますが、法令が複雑かつ難解でその適用条件も厳しいため、実務では十分活用されていないのが現状です。性能規定化も必要ですが、より多くの建築物に適用される仕様規定に工学的知見を取り入れることによって、内装木質化や構造木造化の規定を合理化することを要望します。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
218	その他	5. 建築物の質	②防耐火安全性	防耐火規制における性能規定の進化を要望します。 現行の避難安全検証、耐火性能検証等は、木造・木質化する場合の難易度が高く制限もあり、適用が少ない状況です。性能規定の対象を木造や準耐火建築物にも拡張する、仕様規定と性能規定を合せた設計を可能にするなど、性能規定をさらに使いやすく進化させることを要望します。これより中大規模木質建築の適用が増加し、新しい木質技術の実用化がさらに進むことが期待されます。
219	設計者	5. 建築物の質	②防火安全性	法第35条の3について、現行運用では、無窓居室の壁は一律に主要構造部とみなされ、上下階の床と区画するように指導されています。天井裏は配線やダクトのため、区画することは設計・施工上大きな負担となる一方、壁と床を区画したとしても開口部には防火性能が求められていないことから、建物の避難安全や防耐火性能の向上には寄与しておらず不合理な規制となっています。同法令の削除をご検討頂きたく要望いたします。
220	設計者	1. 既存ストックの活用	②防火安全性	旧38条認定を取得した建築物における用途変更の合理化を要望します。  具体的には、用途変更の対象室を含む防火区画（仕様規定）と、旧38条により耐火被覆を低減した室の防火区画との間に、さらに防火区画が設けられている場合について、旧38条の適用条文を既存遡及の対象としないなど、旧38条による適用範囲と用途変更部分が異なるケースにおける取扱い（対応方法）の合理化を要望いたします。
221	設計者	5. 建築物の質	②防火安全性	避難安全検証法・耐火性能検証法等に代表される性能設計法の簡略化を要望します。  性能規定導入後、検証事例の蓄積により、検証結果がおおむね予測可能な室が一定程度明らかになっています。例えば、避難安全であれば小規模な会議室、耐火性能であれば機械室で要求耐火時間が1時間以下になる等が該当します。については、室面積および用途等の所定の要件を確認することで検証を省略できる仕組みの導入を要望いたします。

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降のもの

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年12月19日時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
222	設計者	5. 建築物の質	②防火安全性	<p>災害時の避難において、常用エレベーター（ELV）を活用できる制度の策定を要望します。</p> <p>超高層建築物や病院等では階段のみの避難は現実的でなく、避難困難者への配慮も必要です。建築学会等で検討は進む一方、制度上の位置付けが不明確で運用が進みません。海外では既に導入されており、在館者の避難安全性の向上、ユニバーサルデザインの観点からも、基準の整備が望されます。</p>
223	設計者	5. 建築物の質	②防火安全性	<p>建築基準法と消防法で重複して規定される事項（例：排煙設備）について、基準の統一を要望します。</p> <p>現状は、建築基準法で緩和可能でも消防法では必要となるなど差異があり、行政指導の不一致や手続の複雑化を招いています。基準が統一されれば、調整負担が減り、避難経路の安全性向上等、合理的・効果的な防災計画が可能になります。</p>
224	設計者	5. 建築物の質	②防火安全性	<p>排煙規定の見直しを要望します。</p> <p>排煙設備の有効性等については長年課題が指摘されており、最新の知見を反映した合理的な基準・設計手法の整備を要望します。これにより安全性を確保しつつ、建築計画の自由度と質の向上が期待できます。</p>
225	設計者	5. 建築物の質	⑧その他	<p>複雑化・膨大化した建築基準法関連の告示の整理を要望します。</p> <p>度重なる法改正によって告示が蓄積され、専門家であっても法令体系の全体像を把握しにくい状況です。建築基準法施行令の章立てに沿って再編・体系化するなど、より分かりやすい仕組みをご検討ください。</p>
226	設計者	5. 建築物の質	⑧その他	<p>常時閉鎖式防火戸の面積を3m<sup>2</sup>以内とする規定の見直しを要望します。</p> <p>建設省告示第2563号では、常時閉鎖式防火戸は一律に面積3m<sup>2</sup>以内とされていますが、機械室等には、避難の用に供することのない搬入用としての3m<sup>2</sup>を超える常時閉鎖式防火戸を設置することを求められます。については、当該告示に「避難の用（または人の通行の用）に供する部分以外の部分」を適用除外とする規定の追加をご検討ください。</p>

※No.は意見の提出順に附番している。今回新たに提出があったものは、55番以降P.も490